

平成30年度指導監査等結果概要

長寿社会課介護サービス指導室

平成31年1月31日現在

区分	指導監査等実施期間	施設名(所在地)	指摘等の内容	指摘等の件数(件)	改善済(件)	改善率(%)	備考	
特別養護老人ホーム (6施設)	平成30年4月 ～ 平成30年9月	貴志川聖アンナの家 (紀の川市) 寿楽園 (有田川町) ときわ寮梅の里 (みなべ町) 南紀園 (太地町) 南山苑 (高野町) 白水園 (紀の川市) (五十音順)	(1)人事・職員処遇等について	・人権擁護に関する研修を1年に1回以上実施すること。	1	1	100%	指摘事項なし 2施設
			・夜勤業務に常時従事する職員については、6月以内ごとに1回定期的に健康診断を実施すること。	2	2	100%		
			(2)施設運営等について	・指定申請事項である介護支援専門員として雇用していることが不明確であるので確認できる書類を提出すること。	1	1	100%	
			・指定申請事項である施設長が交代したときは変更届を提出すること。	1	1	100%		
			・栄養士が不在となり人員基準を満たしていないので、早急に確保すること。	1	1	100%		
			・介護・看護職員数が人員基準を満たしていないので、早急に確保すること。	1	1	100%		
			・勤務表は、サービスごと及び月ごとに作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明記すること。	3	3	100%		
			・入所指針に入所判定会議の開催間隔が2月に1回と記載されているが、毎月修正すること。	1	1	100%		
			・事故発生の防止のための研修を年2回以上実施すること。	1	1	100%		
			(3)施設・設備等について	・静養室に物品等が置かれ使用できないので、整理し、静養室として使用できるようにすること。	1	1	100%	
			(4)入所者の処遇について	・従業者の勤務の体制、協力病院、協力歯科医療機関等の重要事項を施設内に掲示すること。	1	1	100%	
			・重要事項説明書に事故発生時の対応に関する事項を追記すること。	1	1	100%		
			・入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等により定期的に検討すること。	1	1	100%		
			(5)防災対策について	・消防訓練(消火・避難訓練)を年2回以上実施し、避難訓練については年1回夜間又は夜間を想定した訓練を実施すること。	1	1	100%	
			(6)預り金等について	・入居者預り金は、施設の管理要領に規定する書類を作成し、施設長により収支状況を定期的に点検すること。	1	1	100%	
			(7)利用料等について	・栄養マネジメント加算は、栄養スクリーニングの記録及び低栄養状態のリスクを正確に記録すること。	1	1	100%	
			・経口維持加算(I)は、経口維持計画を作成後入所者又はその家族に説明し、同意を得ること。又、計画を継続する場合も同様にすること。	1	1	100%		
			・個別機能訓練加算は、訓練の実施時間を記録すること。	1	1	100%		
			・口腔衛生管理体制加算の歯科医師等による介護職員への口腔ケアに関する記録が作成されていないので、介護報酬の自主返還(過誤調整)を行い、その結果を報告すること。	1	1	100%		
			・夜勤職員配置加算の算定要件を満たしていることが明確でないので、平成29年5月からの分を自主点検し、算定要件を満たさないものは、介護報酬の自主返還(過誤調整)を行い、その結果を報告すること。	1	1	100%		
合計数		6施設	7項目 20事項	23	23	100%		

(注)各施設等について、指摘等の内容欄が全て該当するものではありません。

平成30年度指導監査等結果概要

長寿社会課介護サービス指導室

平成31年1月31日現在

区分	指導監査等実施期間	施設名(所在地)	指摘等の内容	指摘等の件数(件)	改善済(件)	改善率(%)	備考			
介護老人保健施設(5施設) 介護療養型医療施設(3施設)	平成30年6月 ～ 平成30年9月	稲穂会病院 (紀の川市) 恵友ライフケアセンター (海南市) 国保すさみ病院 (すさみ町) つばさ (有田川町) 天竹苑 (海南市) 日進会病院 (那智勝浦町) プラトン (美浜町) メディケアはしもと (橋本市) (五十音順)	(1)人事・職員処遇等について ・介護、看護作業等に常時従事する職員の腰痛に関する健康診断は、6月以内ごとに1回定期的実施すること。	1	1	100%				
			(2)施設運営等について ・勤務表は、サービスごと月ごとに作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、医師、支援相談員等の配置、管理者との兼務関係等を明記すること。	5	5	100%				
			・衛生管理推進員が配置されていないので、施設の職員から任命すること。	2	2	100%				
			・感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催し、その結果を職員に周知徹底すること。又、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。	1	1	100%				
			・褥瘡対策について介護職員等に対し継続的な教育・研修等を実施すること。	1	1	100%				
			・検食を入所者が食事終了後実施しているのが、食事提供前に実施すること。	2	2	100%				
			・「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を備え付け、併せて職員に周知すること。	1	1	100%				
			(3)入所者の処遇について ・重要事項説明書に職員の勤務の体制に関する事項を記載すること。	1	1	100%				
			・重要事項説明書に苦情相談窓口として国民健康保険団体連合会及び市町の連絡先を記載すること。	1	1	100%				
			・入居者及びその家族の個人情報を使用する場合は、同意書の様式を変更し、家族の同意も得ること。	2	2	100%				
			(4)防災対策について ・災害発生に備え飲料水(1人1日3ℓ)及び食料を3日分備蓄すること。	1	1	100%				
			・災害対策推進員が配置されていないので、施設職員から任命すること。	2	2	100%				
			・消防計画に異動した職員が記載されているので、計画を変更し、所轄消防署へ変更届を提出すること。	1	1	100%				
			(5)利用料等について ・在宅復帰・在宅療養支援等指標について 入所時カンファレンスシートの入所中に到達すべき改善目標欄に必要事項を記載すること。	4	施設サービス計画書の「総合的な援助の方針」に退所を目的とする旨を明らかにすること。 入所前後訪問指導割合は、入所者及びその家族等への指導内容を入所中に到達すべき改善目標に到達するために必要な事項とすること。 リハ専門職等の配置割合は、勤務すべき時間数を1週間単位で規定している場合、1週間に勤務すべき時間数を7で除した数に当該3月間の日数を乗じた数を用いること。	4	100%			
			・他科受診時費用は、入院患者が他医療機関を受診時提供する診療依頼書に入院患者の病状等を記載すること。					1	1	100%
			・退所時情報提供加算は、併設医療機関の医師が診療情報提供書を作成しているが、施設の医師が作成すること。					1	1	100%
			・退院時情報提供加算は、退院して介護老人保健施設へ入所した場合は算定できないので、介護報酬の自主返還(過誤調整)を行い、その結果を報告すること。					1	1	100%
			・入所前後訪問指導加算(I)は、施設サービス計画書に退所を目的とする旨を明らかにすること。又、介護給付費明細書の摘要欄に訪問日を記載すること。	1	1	100%				
			・療養機能強化型Bにおけるターミナルケアは、入院患者等又はその家族へ説明を行い、同意を得たときはその旨記録すること。	1	1	100%				
			・初期加算は、医療保険適用療養病床から転棟した場合は、医療保険の入院日数を30日から控除して得た日数に限り算定すること。	1	1	100%				
			・低栄養リスク改善加算は、低栄養状態の改善等のため栄養管理を必要とする医師の指示を記録すること。 又、管理栄養士による週5回以上の食事の観察も記録すること。	1	1	100%				
			・褥瘡対策管理指導は、一般病床から介護療養型医療施設へ転棟した場合も褥瘡対策に関する診療計画を作成すること。	1	1	100%				
合計数	8施設	5項目 22事項	33	33	100%					

(注)各施設等について、指摘等の内容欄が全て該当するものではありません。